

## 平成27年度第1回総合教育会議 会議録

### 日時

平成27年8月6日（木） 午前9時から

### 場所

町民会館第2会議室

### 出席者

【町部局】 石塚 町長、杉浦 副町長、田辺 企画部長、福井 教育部長

【教育委員会部局】 鳥海 教育長、森田 教育委員長、滝澤 教育委員、戸田 教育委員、関谷 教育委員

【事務局】 吉野 教育課長、加藤 指導課長、鳥海 教育課庶務係長

傍聴者 なし

開会 午前9時00分

### 1 開会

事務局（教育課長）

（配付資料の確認後）定刻になりましたので、これより平成27年度第1回総合教育会議を開会いたします。会議の運営につきましては、本会議で定めることと法律で決められておりますため、運営について決定するまで、教育部教育課で暫定的に事務局として進めさせていただきます。

この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき設置される会議で、構成員は町長及び教育委員会委員で町長が招集することとされております。出席者につきましては、構成員のほかに、説明員として、副町長、企画部長、教育部長が出席しております。

はじめに、町長より第1回の開催にあたり、ご挨拶をお願いします。

## 2 町長挨拶

町長

おはようございます。平成27年度第1回総合教育会議を招集いたしましたところ、全教育委員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

教育委員の皆様には、周知のことではありますが、本会議は、地方教育行政の改革のため、平成27年4月の法律改正に伴い設置が義務付けられたものであります。

戦後の教育制度については、幾度となく改革の機運の高まりはありました。

今回、大津市での不幸な出来事が発端となり、地方行政と教育行政の関係を含め議論がなされたようですが、瑞穂町のこれまでを見ますと、今回の改正内容の多くは既に良好な状態で行われていることであり、大きく変化することはないと思っております。

この総合教育会議において教育委員会と町が両輪となり、児童・生徒の健全な育成や社会教育及び町民の文化が発展するための意見を出していただけるようお願いし、開会にあたってのあいさつといたします。

事務局（教育課長）

ありがとうございました。

次に議題に入りますが、議長に関し、運営について決定するまでの間、町長に進めていただきたいと思います。町長お願いいたします。

### 3 議題

#### 1) 『瑞穂町総合教育会議要綱』について

町長

議長を務めさせていただきます。

それでは議題1 瑞穂町総合教育会議要綱案を用意しましたので事務局に説明させます。

事務局（教育課長）

ご説明いたします。

総合教育会議の運営につきましては『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』以下、法と述べさせていただきますが、この法に定めることとされております。資料1をご覧ください。

必要と思われる事項をまとめ要綱案を作成したものです。内容について説明します。

第1条は、設置の根拠です。

第2条は、所掌事項で、法で定める会議で協議並びに調整する事項を明示してあります。具体的には3つの事項があり、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に構すべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に構すべき措置、となっています。

第3条は、組織の構成員を示してあります。

第4条は、会議について第1項で町長の会議招集と会議の議長となること、第2項で会議の成立要件を示していますが、緊急の場合は、町長と教育長のみでも会議開催ができることとなっています。

第5条は、会議の運営を円滑にするため、構成員を補助する者として、副町長、企画部長、教育部長の出席を求めることができるとしたものです。

第6条は、会議の公開について規定しています。ただし、個人の秘密を保護する必要がある等の場合には、

公開しないことができるとしています。

第7条は、会議録の作成と公表を明示してあります。

第8条は、協議を行うに当たって必要があると認められたときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して、意見を聴くことができるとしたものです。

以上、第1条から第8条については、法の規定に基づくものです。

次に、第9条は、会議の庶務担当部局を教育部教育課としたものです。

会議の主催者は町長であるため、庶務担当は町部局が担うことが正論と考えましたが、児童・生徒に関する緊急の情報等を常時把握し、会議の招集の必要性についての的確に町長にお知らせができる部署は教育部であり、会議資料の準備等も迅速に行うことができることから、会議庶務担当、言い替えると事務局を教育部教育課とするものです。

附則としまして、施行は告示の日からとしています。

なお、本日が第1回の総合教育会議で、この要綱が承認されたならば、ただちにこの要綱は有効となりますので、施行日は本日8月6日となります。

以上、説明を終わります。

町長

説明は終わりました。

質問等がございますか。

森田教育委員長

この総合教育会議は法に基づく設置ということで、文部科学省から要綱など準則的な提示はあったのでしょうか。

事務局（教育課長）

この総合教育会議の設置につきましては、国や都から要綱等は示されておりません。あくまでも各市町村において定めてくださいという内容を文部科学省から伝えられています。その中で瑞穂町としては、今回お手元に提示しました案という形でお示ししてあります。他の市町村と異なるところで言いますと、副町長等の出席は他の市町村には無い要綱となっています。

森田教育委員長

今、後段でお話がありましたように、第5条の円滑に協議を進める上で副町長等の出席は非常に良いと思います。この要綱の第8条との関連で、説明員という位置付けで出席していただいているのでしょうか。

事務局（教育課長）

副町長等の出席につきましては、先ほどもお話ししましたように、瑞穂町独自のものですが、委員長が話されたよう第8条にあります意見の聴取、これは法律で定められたものですが、こちらの方の延長という意味合いもあり、町として説明をする場合、協議を円滑にするために、常時入っていただくものとしてこちらに明記させていただきました。

森田教育委員長

会議に入っていただくことによりスムーズにいくと思いますし賛成です。実際に法令の中で第1条の4第1項の中の3番目に出てきます、いじめ等の問題ですけれど、これらに関するものは重要になってくると思われませんが、それに関してどこの自治体も第3者委員会を立ち上げていると思うんですけれど、それについてもこの総合教育会議の中で共有していくのでしょうか。その辺りの想定についても考えてあるのではないかと思います。そういった具体的な細かい所掌事項までは出てこないのか、そういったものも含まれるのか確認をしたい。

もう1点、頂いた資料の中で、他の団体の8割が開催しトラブルの報告なしとなっていますが、その資料の中に教科書の採択ですとか教職員の人事などをテーマにすることなく会議が進められましたとの報告がありました。先日テレビ報道で、教科書採択を5人くらいで決定するのはおかしいのではないかと述べていた専門家がおられました。その中で教科書採択の方針ですとか、人事の基準は総合教育会議の中で決めても良い、といった内容を話されていました。町の総合教育会議においては、今後のことも含めその辺りはどういった考えなんですか。

事務局（教育課長）

まず初めにいじめの問題についてですが、町では、いじめ防止基本方針を策定しています。この中でもいじめ問題対策委員会を設置することになっています。この委員会と総合教育会議の関係性ですが、問題が発生した場合、教育委員会としては基本的には、いじめ問題対策委員会を設置し動くこととなりますが、町部局から、対策委員会の動きがおかしいのではないかなどの指摘などがあった場合に、この総合教育会議を設置しまして、対策の推進を図ることを目的に協議します。どちらが先ということはありませんが、報告という形で当会議を開催することも含め、今後検討していきたいと考えています。

続きまして、教科書採択や教員の人事をテーマとする件ですが、文部科学省からはこういったテーマは当会議にはそぐわないとの連絡を受けています。ただし、話し合うことを禁止するものではないともされています。情報を共有することが、当会議の活性化を図る点では良いものだとされています。協議することに留め、決定することまではしない会議の位置付けとされています。

教育長

補足します。まず、いじめに関してですが、国がいじめ対策推進法を設置しました。都においても、いじめ対策推進条例を制定しました。それを受けて瑞穂町では瑞穂町いじめ防止基本方針を策定しております。

これは教育委員会でいじめ防止基本方針を策定し、これを勘案し各学校で方針を策定しています。

事件・事故等が発生した場合には、まず教育委員会が、いじめ対策委員会を設置し調査等を行います。また重大な事象の場合には、いじめ問題調査委員会を町部局も含めて設置します。その経過や結果を調整することがあると判断した場合には、この総合教育会議を開催します。まずは既定の方針を活用しての活動になると考えています。

また教科書採択と教員の人事につきましては、なお教育委員会の専権事項として残っていますので、町長主催であるこの総合教育会議で真正面から議論することは、そぐわない内容になるうかと思われま

森田教育委員長

こういった形で町長と顔を合わせることも中々ない。要綱の中で定期開催について触れていませんが、貴重な意見交換の場であり、ぜひ定期的開催をしていただきたい。

事務局（教育課長）

年1回は開催することを考えています。これから話し合ってくださいますが、教育大綱につきましては3～4年周期で改定するように話がきていますが、少なくとも年1回、皆さまからの要望があれば回数を増やすことも事務局としては考えています。

町長

他に質問等もないようですので、今後の運営について、瑞穂町総合教育会議要綱にのっとり行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

町長

ご異議ないようですので、さよう決定させていただきます。それでは、これ以降の議題については、議長

として進めさせていただきます。

## 2) 瑞穂町の教育について

町長

次に、議題2 瑞穂町の教育について 教育部長より説明させます。

教育部長

お配りしました資料2になります。瑞穂町の教育についての概要を説明いたします。

まず初めに 1 町の将来都市像（長期総合計画）と教育目標について説明いたします。

瑞穂町教育委員会は、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じあらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立ち、すべての町民が教育に参加することを目指します。

このような考えに立って、第4次長期総合計画に掲げられている「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」の実現に向けて、積極的に教育行政を推進していきます。

次に 2 施設についてです。主な事業を掲載させていただきました。

学校施設について、校舎耐震補強工事が平成22年度までに全校で終了しています。校庭芝生化と水飲栓直結化について、全ての小中学校で実施する予定ですが、校庭芝生化は平成26年度までに、二小、三小、五小、瑞中で完了し、水飲栓直結化は平成26年度までに、一小、四小、瑞中で完了しています。

体育施設では、中央体育館の耐震診断を平成26年度に実施し耐震強度不足が指摘されたことから、平成27年度に耐震補強の設計と工事を予定しています。また、武道館は平成27年度に耐震診断調査を行います。新たな施設としては、平成24年度に国民体育大会で使用したシクラメンスポーツ公園を整備いたしました。



次に教育施設です。図書館の耐震診断調査を平成26年度に実施し、耐震強度に問題はありませんでした。また、新たな施設として、郷土資料館 けやき館を平成26年度に整備いたしました。

次に公共施設管理計画（ストックマネジメント）ですが、現在町と協議中でございます。

裏面をご覧ください。3 施策（事業）についてですが、教育委員会の主な事業をお示しいたしました。

この中で、瑞穂町フューチャースクールと STOP!!22 キャンペーンは、平成27年度の新たな取り組みです。また、青少年国際交流事業として、8月21日から11日間、姉妹都市であるモーガンヒル市へ中学生8人を含む11人を派遣します。以上説明を終わります。

町長

説明は終わりました。質問等がございますか。

町長

質問等もないようですので、議題2については、この程度とします。

### 3) 教育大綱について

町長 次に、議題3 瑞穂町教育大綱について の協議に入ります。事務局に大綱について説明させます。

事務局（教育課長）

ご説明します。資料3をご覧ください。

総合教育会議において策定することが規定された教育行政の大綱について、文部科学省の説明では、既にある計画等が大綱に代わりうるものであれば、新たな大綱を策定する必要はなく、それらで代えることをお互いに了承すればよいものとさえています。

議題2にありましたように、瑞穂町の教育行政につきましては、長期総合計画の教育部門の各計画と施策が掲載され、また、これを尊重し、教育目標を教育委員会で定め、学校教育に係る部分では教育基本計画が

定められており、町長部局と教育委員会がこれらに基づき問題なく機能しています。

よって、新たに大綱を策定する必要性は乏しく、長期総合計画の教育部門と教育基本計画をもって、大綱とすることを提案するものです。

このことから、以上の内容を簡略に記した、資料3の記述をもって、暫定的な大綱としたいと存じます。

なお、現在、町では第4次長期総合計画後期基本計画を策定中であることから、この策定事務作業の終了後、すなわち、平成28年度の総合教育会議において、再度、教育大綱策定を議題としたいと存じます。以上説明を終わります。

町長

説明は終わりました。質問等はございますか。

町長

質問等もないようですので、現時点での瑞穂町教育大綱は原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議ないようですので、さよう決定させていただきます。

#### 4) その他

町長

議題4その他について、何かありますでしょうか。

事務局(指導課長)

指導課からです。先ほどもお話がありましたが、瑞穂町のいじめ防止対策についてこの場をお借りしまして、ご説明いたします。お手元の資料最後に添付してありますA3判の資料になります。

平成23年10月に滋賀県大津市で中学生がいじめを苦に自殺をした事件をきっかけにしまして、文部科学省は平成25年6月にいじめ防止対策推進法を策定しました。これを受けまして東京都は、平成26年6月に東京都いじめ防止対策推進条例を策定しまして、条例の中で、東京都いじめ問題対策連絡協議会、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会、東京都いじめ問題調査委員会を設置しました。瑞穂町では教育委員会で審議していただき、条例では制定しませんでした。瑞穂町いじめ防止基本方針を策定し、昨年9月より施行しています。また、いじめ問題対策委員会およびいじめ問題調査委員会は教育委員会が設置します。いじめ問題対策委員会は各校の管理職並びに担当で構成し、いじめ防止に関する情報交換や対策の協議等を定期的に行っています。現在は月1回担当者を集めて情報交換等を行っています。また、重大事態の発生時には、いじめ問題調査委員会を速やかに立ち上げ、町部局と連携しながら対応していく予定です。各学校におきましては、瑞穂町いじめ防止基本方針を基に、学校ごとにいじめ防止基本方針を策定しています。また、いじめ問題対策委員会も設置済みです。いじめ問題対策委員会では、学校ごとに定期的に委員会を開催し、学校内での情報交換や情報の共有化を図っています。また、アンケート調査や個人面談、スクールカウンセラーや教育相談員による相談活動により、いじめの早期発見に努め、また発生した場合には、組織的な対応を進めています。

いじめ等の詳細につきましては、必ず教育委員会に報告がありますので、教育委員会と連携しながら対応を進めています。なお、お手元の資料の右下にあります。現在学校からあがってきているいじめの認知件数（小中学校）を掲載しています。小学校で1件だけまだ継続対応中とありますが、基本的には解決しています。ただ、その後の見守りが非常に重要ということで、この案件については継続としています。

今後も教育委員会・学校そして町部局と連携をとりながら、指導・対応を進めていきたいと考えています。以上になります。

#### 事務局（教育課長）

総合教育会議の今後のスケジュールですが、年1回、定期的な開催をいただくとともに、案件により必要に応じ、随時、開催することとなります。開催につきましては、町長からの招集または要綱第4条3に基づき、教育委員会が協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を行います。

次回につきましては、後期基本計画策定後の平成28年度に会議を開催させていただきたいと思っております。事務局からは以上となります。

#### 教育長

いじめの現状についてご報告します。岩手県のいじめの事件を新聞等で見ると、やはり組織や仕組みは作ってあったけれども、実際調査を行っていなかったとのこと。いじめの問題を担任が抱えていて情報が共有できていなかったということでありました。瑞穂町においては、件数を0と書くことは良いことだとは認識していないところ。いじめは必ずあるという認識の中で、組織がきちんと機能してあるいは学校で起きたことが教育委員会まできちんと伝わって、常に把握している状況が、重大な事故につながらないことだろうというように考えています。担当課長ともそのような認識で件数0を目指すのではなく、必ず発見し、適切な対処をとることを目標に取り組んでいくようにしているところ。以上となります。

#### 町長

私もこの事件については、新聞報道等を見ておりますが、先生と生徒がかみ合っていない印象を受ける。それを発表する場がなく、平行線で生徒がまいってしまっている。この報道をみても、早期に発見し適切な措置をすることは非常に重要であると感じる。

#### 森田教育委員長

今回の事件をみて感じたことは、先生の中にはクラスの中にいじめがありそれを公表すること、明らかに

することは自分の成績、あるいは学校の評価につながるという意識があるのではというコメントがありましたが、そういったことは決してあってはならないことで、先ほど教育長の発言にもありましたが、いじめは存在するんだという認識がないと、見過ごしてしまうことになってしまう。町では隠蔽するようなことはないんでしょね。

事務局（指導課長）

瑞穂町では隠すという体制はないと認識しています。校長連絡会などでも話をしていますが、隠すと逆に問題が大きくなりますから、また、いじめが発生したからといって教員の評価が下がるわけではありませんし、何かあったらまず学年で相談しなさいと伝えている。例えば今アンケートを実施していますが、担任が一度見た後、学年で見なさいと伝えている。学年で見て、これはと気付いたものは管理職に報告しなさいというふうに常日頃から話をしています。

森田教育委員長

実態はなかなか掴みづらいと思います。先ほどアンケートを実施しているとのことですが、アンケートでいじめが判断できるのでしょうか。

事務局（指導課長）

アンケートでは、かなり細かいところまで子どもたちは書けるようになりました。アンケートを始めた頃に比べて、最近の子どもたちは正直に書くようになりました。これは、いじめなのかなどうなのかなというものもあり、それらを含めるとこの件数以上になります。ただ、各担任はアンケートを基に個人面談をして内容を確認します。その結果、いじめとして判断し上がったきたのがこの件数になります。

町長

「町長への手紙」でも教育問題に触れているものがありますが、遠慮気味に書かれているものが見受けら

れます。「学校への手紙」みたいなものを検討してみても良いのでは。

教育長

解決していない相談事などが教育委員会へ度々連絡があります。その都度担当課で対応しております。

事務局（指導課長）

瑞穂町では、他の地区に比べてそれほど苦情は多くないと感じています。月に何件かは苦情がきます。教員の指導の問題、あるいは友達同士のトラブルだとかの相談がきます。学校へ直接言いにくい相談は、教育委員会へ話をしてもらいたい。学校と相談者の間に教育委員会が入り解決していくことができることの一つと考えています。できれば直接学校へ言っていただければ良いのですが、保護者の方にとっては学校長などに話をすることは、かなりハードルが高いようで、その点では、教育委員会が間に入り、受け皿になれば良いのかなと思っています。

町長

そういったシステムなどをもっとPRしていくことが、解決への一つの道筋になるのではないのでしょうか。

教育長

少し障がいをお持ちの保護者の方から、最初は電話で、後に来ていただき相談にのるというような案件も相当数あります。

役場への苦情などとは異なり、学校への苦情・相談などは、子どもがそこに通っている事実が、見えないブレーキをかけ、あまり言いやすい環境になっていないのではと感じています。

関谷教育委員

地域懇談会に行ってみますと、以前よりは校長先生などに言える状況、言い換えれば、垣根が低くなったように感じました。また、いじめをしているんじゃないか、いじめをされているんじゃないかと面談をして

いくうちに、当該子どもたちの心が病んでいっている状況もあるのでは。今後、そういった子どもの心のケアも重要になってくるのではと感じています。

戸田教育委員

この総合教育会議は、いじめがあるかないかを視点におくのか、どういったことを視点にした開催目的になるのか確認したいと思います。

教育長

文部科学省が法律改正までして進めている総合教育会議での協議・調整する内容は、1つ目として教育大綱の策定。2つ目は、町長の方針で進める学校等を含めての施設整備、具体的には、耐震改修や校庭芝生化、水飲栓直結化など。また、それとは別に大きくは自然環境、例として日本古来の生物の保護などを、各学校現場でも目に見えるようなことでやっていこうと、これが町長の方針になります。そういった教育の条件整備について、教育委員の意見を伺う場であったり調整したりする会議になります。

3つ目は、児童・生徒が生命・身体に危険が及ぶなどの緊急の場合に開催されます。事前に調査等を行い、最終的にこの総合教育会議で方針等を協議することになります。また、瑞穂町でいじめ問題が起きた時にどう対処しようかという長期的視点に立った方針を協議する場になります。以上3つがこの会議で協議する内容になります。

#### 4 閉会

町長

ほかに質問もないようですので終結いたします。これにて平成27年度第1回瑞穂町総合教育会議を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時53分